

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市広報マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）デザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターデザインとは、別に定める帯広市広報マスコットキャラクター画像使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に示すデザイン及び名称とする。

(使用目的)

第3条 市政への理解促進、帯広市のイメージアップ及びキャラクターのPRに寄与するものに使用するものとする。

(使用申請)

第4条 第2条に規定するキャラクターデザインを使用しようとする者は、あらかじめ、帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、これを市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) 個人が私的に使用する場合
- (4) 学校等の教育機関が教育の目的に使用する場合
- (5) キャラクターデザインの使用承認を受けた物品に関連した広告又は宣伝に使用する場合
- (6) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (7) キャラクター又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (8) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

- (9) キャラクターデザインを変更又は改変するとき。
- (10) キャラクターデザインのイラストを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (11) キャラクターデザインの使用によって市が製造又は販売しているような誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターデザインを使用することが不適当であると認められるとき。

2 前項本文の承認は、帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、キャラクターデザインの使用を承認しないときは、帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、キャラクターデザインの使用を承認するに当たって、必要な条件を付すことができる。

（使用の範囲）

第6条 キャラクターデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターデザインを物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等に使用することができる。

（使用承認期間）

第7条 キャラクターデザインの使用承認期間は、第4条の申請があった年度の3月31日までとする。ただし、使用者と市長のどちらか一方からの、延長しない旨の申し出がないときは、本承認期間は1年間延長することができるものとし、以降も同様とする。

（使用料）

第8条 キャラクターデザインの使用は無償とする。

（キャラクターの適正使用及び著作権の表示）

第9条 使用者は、キャラクターデザインを使用するときは、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、販売を目的とする商品にキャラクターデザインを使用するときは、商品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、販売を目的とする商品にキャラクターデザインを使用するときは、商品に関して、関係法令を遵守しなければならない。

3 市長は、使用者のキャラクターデザインの使用方法が、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうおそれのあるとき、又は関連法令に違反するおそれのあるときは、使用者に対し、必要な改善を求め、又はその使用を中止させるなどの是正を求めることができる。

4 使用者は、キャラクターデザインの使用承認を受けた商品が、市が製造又は販売する商品であると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行わなければならない。

5 キャラクターデザインの使用承認を受けた商品が、市が製造又は販売する商品である

と誤認されるおそれがあると市長が認めたときは、市長は使用者に対し、キャラクターデザインの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

- 6 使用者は、マニュアルで指定するロゴ又は、「帯広市広報マスコットキャラクター」の肩書およびキャラクター名称の表記、著作権の表示を物品本体又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたキャラクターの下やその他適切な位置に表示しなければならない。

(同一性の保持)

第10条 使用者は、キャラクターのデザインについて、マニュアルに従うものとし、本来のキャラクターデザインとの同一性を損なわないようにしなければならない。

(商品の確認)

第11条 使用者は、販売を目的とする商品にキャラクターデザインを使用する場合において、商品の販売前に、第4条第1項の規定による承認を受けた商品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、商品の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難なときは、協議の上、写真やイメージデータの提出等に替えることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された商品について、商品が適正でないとき認めるときは、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第12条 市長は、使用者に対し、キャラクターデザインの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

- 2 使用者は、使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするときは、市長に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する承認)

第13条 市長は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して第三者に承認することができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの意義を述べることはできない。

(権利設定及び権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者はキャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

- 2 使用者は、承認によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

(資料の貸与)

第15条 市長は、使用者から、キャラクターデザイン使用の参考とするため、意匠等に関

する資料の提供を求められたときは、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、キャラクターデザイン使用の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。

3 使用者は、市長が求めるときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。

4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失若しくはき損し、又はその返却が不可能になった場合は、使用者は市の指定する期間内に、これを現状に復して返却し、又は返却に代えてその代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。

(承認内容の変更)

第16条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(著作権侵害行為への対処)

第17条 市長及び使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者と協議の上、使用者のキャラクターデザインの使用が円滑になされるよう、必要な手続きを行うものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第18条 使用者は、キャラクターデザインの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに市長へ通知しなければならない。

2 前項の場合において、市長及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第19条 使用者は、キャラクターデザインの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第20条 キャラクターデザインを使用した物品の安全性、品質等については、使用者がすべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第21条 物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市が

当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちに当該費用を弁償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第 22 条 市長は、キャラクターデザインの使用がこの要綱及びキャラクターデザインの使用承認の内容に違反していると認められるときは、帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第 5 号）により当該使用承認を取り消すことができる。

2 使用者は、キャラクターの使用承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、キャラクターの使用承認に基づいて製作又は製造された一切の物品の配布、販売等を停止しなければならない。

3 市長は、キャラクターの使用承認を取り消された者に対して、製作又は製造された物品の回収及び廃棄を求めることができるものとする。

4 承認の取消しにより、帯広市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 23 条 使用者は、キャラクターの使用承認に関し知り得た秘密を保持し、第三者に漏らしてはならないものとし、キャラクターの使用承認期間終了後においても同様とする。

2 使用者は、自己の職員、従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほかキャラクターデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用申請書

（宛先）帯広市長 様

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用要綱に同意の上、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日		
氏名 (又は団体等の名称)	(代表者名)		
担当者 (団体の場合)			
連絡先	(〒 -)		
	Tel		FAX
	携帯		
	E-mail		
使用目的	<input type="checkbox"/> 商用 <input type="checkbox"/> 非商用		
	※事業・使用内容を記入してください。(商用の場合は種類及び商品名) 例：しらかんばキーホルダーを作成し、販売する。(販売予定数：〇〇個) 例：「〇〇〇〇」という冊子にイラストを掲載したい。		
使用ポーズ			
デザイン使用期間 (予定期間)	年 月 日から 年 月 日まで ※実際の使用は承認が通知されてから行うこと。		
価格設定の有無	<input type="checkbox"/> 有料 販売価格 円(税込) <input type="checkbox"/> 無料		

本申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 本申請書その他提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- 2 使用承認の審査結果について、異議申し立ては一切いたしません。
- 3 その他定めのない事項については、帯広市の指示に従います。

添付書類 【必須】企画書（スケッチ、レイアウト、原稿等）
【必須】申請者の概要又は状況を示すもの
その他参考となるもの（必要に応じて）

管理者使用欄		課長	補佐	係長	係
記入者					
受理日	年 月 日				
承認区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで				
承認番号					

様式第 2 号（第 5 条、第 16 条関係）

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のあった帯広市広報マスコットキャラクターデザインの
使用（変更）について、次のとおり承認したので、帯広市広報マスコットキャラクターデ
ザイン使用要綱第 5 条第 2 項（第 16 条第 2 項）の規定により通知します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	
承認に必要な条件 (使用要綱第 5 条第 3 項関係)	

※商用利用の場合は、商品を販売する前に、完成品を 2 部提出してください。

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった帯広市広報マスコットキャラクターデザインの
使用については、次の理由により不承認としましたので、帯広市広報マスコットキャラ
クターデザイン使用要綱第5条第2項の規定により通知します。

不承認の理由

様式第 4 号（第 16 条関係）

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用変更承認申請書

（宛先）帯広市長 様

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用要綱に同意の上、次のとおり変更を申し込みます。

申請日	年 月 日		
氏名 (又は団体等の名称)	(代表者名)		
担当者 (団体の場合)			
連絡先	(〒 -)		
	Tel		FAX
	携帯		
	E-mail		
承認番号			
変更内容（次の該当項目にレ点を付け、内容を具体的に記載してください。 <input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用ポーズ <input type="checkbox"/> 使用期間 <input type="checkbox"/> 有償・無償の有無			
変更前		変更後	

本申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 本申請書その他提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- 2 使用承認の審査結果について、異議申し立ては一切いたしません。
- 3 その他定めのない事項については、帯広市の指示に従います。

添付書類（必要に応じて別に添付）

- 企画書（スケッチ、レイアウト、原稿等）
- 申請者の概要又は状況を示すもの
- その他参考となるもの

管理者使用欄

管理者使用欄		課長	補佐	係長	係
記入者					
受理日	年 月 日				
承認区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで				
承認番号					

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市広報マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書

年 月 日付で申請のあった帯広市広報マスコットキャラクターデザインの
使用については、次の理由により承認を取り消しましたので、帯広市広報マスコットキ
ャクターデザイン使用要綱第 22 条第 1 項の規定により通知します。

承認番号	年 月 日 第 号
承認取消しの理由	